

○学校法人常翔学園寄附行為

昭和26年3月1日認可

学園001

改正 2019年3月26日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人常翔学園という。

(事務所)

第2条 この法人は、その事務所を大阪市旭区大宮5丁目16番1号に置く。

(運営の基本)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法・学校教育法その他の法令に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、つぎの各号に掲げる学校を設置する。

イ 大阪工業大学

大学院

工学研究科

ロボティクス&デザイン工学研究科

情報科学研究科

知的財産研究科(専門職大学院)

工学部

都市デザイン工学科

空間デザイン学科

建築学科

機械工学科

ロボット工学科

電気電子システム工学科

電子情報システム工学科

応用化学科

環境工学科

生命工学科

ロボティクス&デザイン工学部

ロボット工学科

システムデザイン工学科

空間デザイン学科

情報科学部

情報知能学科

情報システム学科

情報メディア学科

ネットワークデザイン学科

知的財産学部

知的財産学科

ロ 摂南大学

大学院

薬学研究科

理工学研究科

経済経営学研究科

法学研究科

国際言語文化研究科

看護学研究科

理工学部

生命科学科

住環境デザイン学科

建築学科

機械工学科

電気電子工学科

都市環境工学科

外国語学部

外国語学科

経営学部

経営学科

経営情報学科

薬学部

薬学科

法学部

法律学科

経済学部

経済学科

看護学部

看護学科

ハ 広島国際大学

大学院

看護学研究科

医療・福祉科学研究科

心理科学研究科

薬学研究科

保健医療学部

診療放射線学科

医療技術学科

総合リハビリテーション学部

リハビリテーション学科

リハビリテーション支援学科

医療福祉学部

医療福祉学科

医療経営学部

医療経営学科

心理科学部

臨床心理学科

心理学部

心理学科

看護学部

看護学科

薬学部

薬学科

医療栄養学部

医療栄養学科

ニ 常翔学園高等学校

全日制課程

普通科

ホ 常翔学園中学校

へ 常翔啓光学園高等学校

全日制課程

普通科

ト 常翔啓光学園中学校

第3章 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第4章 役員

(役員)

第10条 この法人に、つぎの定数の役員を置く。

イ 理事 13人以上17人以内

ロ 監事 2人以上4人以内

(理事の選任)

第11条 理事は、つぎの各号に掲げる者とする。

イ 大阪工業大学学長

ロ 摂南大学学長

ハ 広島国際大学学長

ニ 評議員の互選で選任される者 2人

ホ この法人に関係のある者または学識経験者のうちから理事会の議決によって選任される者 8人以上12人以内

2 前項イ号からハ号に掲げる者は、その在職中理事となる。

(理事の任期)

第12条 理事(その在職中理事となる者を除く。この条中以下同じ)の任期は、2年とする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任することをさまたげない。

3 理事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(理事長)

第13条 理事のうち1人を理事長とする。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

(常務理事)

第14条 理事のうちから常務理事3人以内を置くことができる。

2 常務理事は、理事長が理事会の同意を得て指名する。

(監事の選任)

第15条 監事は、この法人の理事、評議員または職員以外の者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(監事の任期)

第16条 監事の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事は、再任することをさまたげない。

3 監事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員)の補充)

第17条 この法人の理事または監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員)の解任および再任の禁止)

第18条 役員がつぎの各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会において、出席評議員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

イ 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反し、かつ、この法人に損失をあたえたとき

ロ 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

ハ 職務上の義務に著しく違反したとき

ニ 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 前項イ号、ハ号およびニ号により解任された役員は、これを再任することができない。

(理事長・常務理事および学校長の職務)

第19条 理事長は、この法人を代表し、法令およびこの寄附行為に規定する職務を行い、その他この法人内部の業務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、その担当業務を処理する。

3 学校長は、当該学校の教務を掌理する。

(理事代表権の制限)

第20条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務代理または代行)

第21条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、予め理事会において指名された理事が、その職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事の職務)

第22条 監事は、つぎの各号に掲げる職務を行う。

イ この法人の業務を監査すること

ロ この法人の財産の状況を監査すること

ハ この法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会および評議員会に提出すること

ニ イ号またはロ号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること

ホ 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

ヘ この法人の業務または財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第23条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事総数の2分の1以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、理事長は、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会の議長は、理事長とする。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 8 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会における議決方法)

第24条 理事会は、理事定数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 前項のほか、理事会に付議する事項につき書面をもって、予め意志を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に特別の定めがある場合を除いては、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(業務の決定の委任)

第25条 法令およびこの寄附行為の規定により、評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、予め理事会において定められたものについては、理事長に委任することができる。

(議事録)

第26条 議長は、理事会の開催の場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(業務の決定の特例)

第27条 つぎの各号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の議決がなければならない。

- イ 予算、借入金(当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)、基本財産の処分、運用財産中の不動産および積立金の処分ならびに不動産の買受に関する事項
- ロ 事業計画
- ハ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する事項
- ニ その他理事長が、重要と認めた事項

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第28条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、つぎの各号に掲げる評議員をもって組織する。

- イ この法人の職員(この法人の設置する学校その他の施設に勤務する教員その他の職員を含む。以下同じ)のうちから、選任される者 17人
- ロ この法人の設置する学校(この法人の前身者が設置した学校を含む)を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、選任される者 13人以上15人以内
- ハ この法人に関係ある者または学識経験者から、選任される者 10人以上12人以内

(評議員の選任)

第29条 前条に規定する評議員は、理事会において評議員会の意見を聞いて、これを選任する。

2 前条イ号に規定する評議員は、職員の職を退いたときは、評議員の資格を失うものとする。

(評議員会議長および副議長)

第30条 評議員会に議長および副議長を置き、評議員の互選で定める。

(評議員の任期)

第31条 評議員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の補充)

第32条 第17条の規定は、評議員の補充についても、これを準用する。ただし、同条中「理事または監事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の解任)

第33条 第18条の規定は、評議員の解任および再任の禁止についても、これを準用する。

ただし、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の招集および議決方法)

第34条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、評議員会議長が必要と認めたとき、もしくは評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合または監事から第22条ホ号の規定により招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 4 評議員会は、評議員定数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。
- 5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 第26条の規定は、評議員会の議事録についてもこれを準用する。ただし、同条第2項中「出席理事全員」とあるのは、「出席評議員のうちから議長が指名した者2名」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第36条 つぎの各号に掲げる事項については、理事長は、予め評議員会の意見を聞かなければならない。

イ 予算および基本財産の処分

ロ 予算外の借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)、運用財産中の不動産および積立金の処分ならびに重要な義務の負担または権利の放棄

ハ 事業計画

ニ 寄付金の募集に関する事項

ホ その他業務に関する重要事項

第6章 顧問および名誉役員

(顧問)

第37条 理事長は、理事会の議決を経て、顧問を推挙することができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

(名誉役員)

第38条 理事会は、この法人の功労者または学識経験者を名誉役員に推挙することができる。

2 名誉役員は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

第7章 資産および会計

(資産)

第39条 この法人の資産は、つぎの各号のとおりとする。

イ 財産目録記載の財産

ロ 資産から生ずる果実

ハ 学費および手数料

ニ 寄付金品

ホ その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産とする。

4 寄付金品は、寄付者の指定がある場合は、それに従って基本財産または運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第41条 基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる積立金の保管)

第42条 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するかまたは定額郵便貯金もしくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第43条 この法人の事業遂行に要する経費は、資産から生ずる果実・学費・手数料その他の運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第44条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(予算および事業計画)

第45条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、補正予算は、その都度、理事長が編成し、評議員会の意見を聞き、理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算および実績の報告)

第46条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算において剰余金あるときは、その一部もしくは全部を基本財産に繰り入れ、または翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付および閲覧)

第47条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類および第22条ハ号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、請求を拒否する正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第8章 解散および合併

(解散および合併)

第48条 この法人の私立学校法第50条第1項第1号および第3号の理由による解散ならびに同条同項第4号による合併は、理事総数の3分の2以上の同意および評議員会の3分の2以上の議決がなければならない。

2 前項の場合は、文部科学大臣の認可または認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第49条 この法人が解散した場合(合併または破産によって解散した場合を除く)における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意および評議員会の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う者に帰属する。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第50条 この法人の寄附行為の変更は、予め理事総数の3分の2以上の同意および評議員会

の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

- 2 前項にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、予め理事総数の3分の2以上の同意および評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならぬ。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、学校法人常翔学園掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第52条 この寄附行為施行についての細則は、評議員会の意見を聞いて理事会が定める。

(職員の任免)

第53条 この法人の設置する学校の学長または校長の任免は、評議員会およびその所属職員会の意見を聞いて、理事会がこれを行う。

付 則

- 1 この法人の組織変更当初の役員は、つぎのとおりとする。

理事長 水川清一

理事 赤尾茂

理事 池上勝郎

理事 河村秀一

理事 坂上安太郎

理事 中垣静男

理事 野田清一郎

理事 福島善之助

理事 松前健

理事 岡田毅

理事 高木貞治

- 2 この寄附行為は、昭和26年3月1日から施行する。
- 3 この改正寄附行為は、昭和29年2月3日から施行する。
- 4 この改正寄附行為は、昭和37年1月25日から施行する。
- 5 この改正寄附行為は、昭和40年3月27日から施行する。
- 6 この改正寄附行為は、昭和46年3月1日から施行する。
- 7 この改正寄附行為は、昭和46年8月31日から施行する。

- 8 この改正寄附行為は、昭和46年9月1日から施行する。
- 9 この改正寄附行為は、昭和48年5月10日から施行する。
- 10 この改正寄附行為は、昭和50年4月1日から施行する。
- 11 この改正寄附行為は、昭和52年3月11日から施行する。
- 12 この改正寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。
- 13 この改正寄附行為は、昭和57年4月1日から施行する。
- 14 この改正寄附行為は、昭和57年5月4日から施行する。
- 15 この改正寄附行為は、昭和58年1月17日から施行する。
- 16 この改正寄附行為は、昭和62年7月16日から施行する。
- 17 この改正寄附行為は、昭和62年12月23日から施行する。
- 18 この改正寄附行為は、昭和63年3月23日から施行する。
- 19 この改正寄附行為は、平成元年3月17日から施行する。
- 20 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成4年12月21日)から施行する。
- 21 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年3月16日)から施行する。
- 22 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年12月22日)から施行する。
- 23 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成8年12月19日)から施行する。
- 24 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年12月19日)から施行する。
- 25 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成10年12月22日)から施行する。
- 26 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成11年12月22日)から施行する。
- 27 平成12年2月25日文部大臣認可のこの改正寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。
- 28 大阪工業大学の工学部(第I部)土木工学科、建築学科、電気工学科、機械工学科、応用化学科、電子工学科および経営工学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 29 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年12月21日)から施行する。
- 30 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年8月1日)から施行する。
- 31 平成13年9月28日文部科学大臣認可のこの改正寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。
- 32 大阪工業大学の工学部(第I部)土木工学科、建築学科、電気工学科、機械工学科、応用化学科、電子工学科および経営工学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、

存続するものとする。この場合において、工学部(第Ⅰ部)の土木工学科は都市デザイン工学科に、電気工学科は電気電子システム工学科に、電子工学科は電子情報通信工学科に学科名称を改めるものとする。

33 大阪工業大学の情報科学部情報処理科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

34 摂南大学の工学部土木工学科、電気工学科および経営工学科は、改正後の寄附行為第5条ロ号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

35 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年12月20日)から施行する。

36 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年7月30日)から施行する。

37 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年12月19日)から施行する。

38 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年12月19日)から施行する。

39 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年11月27日)から施行する。

40 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年11月30日)から施行する。

41 この改正寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

42 摂南大学の国際言語文化学部国際言語文化学科は、改正後の寄附行為第5条ロ号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

43 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年12月28日)から施行する。

44 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年1月31日)から施行する。

45 この改正寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

46 大阪工業大学の工学部技術マネジメント学科の学科名称は、平成18年3月31日に工学部経営工学科に在学する平成17年度入学者から適用し、工学部経営工学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する平成16年度以前の入学者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

47 広島国際大学の人間環境学部臨床心理学科、言語・コミュニケーション学科および感性情報学科は、改正後の寄附行為第5条ハ号の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

48 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年6月13日)から施行する。

- 49 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成19年1月11日)から施行する。
- 50 平成19年3月29日認可の改正寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
- 51 この改正寄附行為の効力発生の際、現に総長、理事、評議員の職にある者の任期は、就任日を起算日として、改正後の寄附行為第8条、第12条第1項、第31条第1項に規定する任期をそれぞれ適用する。
- 52 この改正寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
- 53 大阪工業大学の情報科学部コンピュータ科学科の学科名称は、平成19年3月31日に情報科学部情報科学科に在学する平成18年度入学者から適用し、情報科学部情報科学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する平成17年度以前の入学者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 54 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成19年8月31日)から施行する。ただし、寄附行為の名称ならびに第1条および第51条については、平成20年4月1日から施行する。
- 55 この改正寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
- 56 この改正寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 57 広島国際大学大学院の社会環境科学研究科は、改正後の寄附行為第5条ハ号の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 58 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成21年10月30日)から施行する。
- 59 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成21年11月27日)から施行する。
- 60 この改正寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 61 摂南大学の工学部都市環境システム工学科、建築学科、電気電子工学科、機械工学科およびマネジメントシステム工学科は、改正後の寄附行為第5条ロ号の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 62 摂南大学の経営情報学部経営学科、経営情報学部および経営環境情報学部は、改正後の寄附行為第5条ロ号の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 63 平成23年3月30日文部科学大臣認可のこの改正寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
- 64 この改正寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

- 65 この改正寄附行為は、文部科学大臣の設置認可日(平成23年10月24日)から施行する。
- 66 この改正寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。
- 67 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成24年11月30日)を受け、平成25年4月1日から施行する。
- 68 この改正寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。
- 69 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成25年10月31日)から施行する。
- 70 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成26年3月27日)を受け、平成26年4月1日から施行する。
- 71 この改正寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。
- 72 この改正寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。
- 73 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年8月31日)から施行する。
- 74 この改正寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。
- 75 この改正寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
- 76 この改正寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。
- 77 この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可(平成30年5月23日)を受け、平成30年6月24日から施行する。
- 78 この改正寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。
- 79 大阪工業大学の工学部電子情報通信工学科、情報科学部コンピュータ科学科、情報科学部情報ネットワーク学科は、改正後の寄附行為第5条イ号の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

新旧の比較対照表	
新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第 5 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、つぎの各号に掲げる学校を設置する。</p> <p>イ 大阪工業大学</p> <p>大学院</p> <p>工学研究科</p> <p>ロボティクス&デザイン工学研究科</p> <p>情報科学研究科</p> <p>知的財産研究科(専門職大学院)</p> <p>工学部</p> <p>都市デザイン工学科</p> <p>空間デザイン学科</p> <p>建築学科</p> <p>機械工学科</p> <p>ロボット工学科</p> <p>電気電子システム工学科</p> <p>電子情報システム工学科</p> <p>応用化学科</p> <p>環境工学科</p> <p>生命工学科</p> <p>ロボティクス&デザイン工学部</p> <p>ロボット工学科</p> <p>システムデザイン工学科</p> <p>空間デザイン学科</p> <p>情報科学部</p> <p>情報知能学科</p> <p>情報システム学科</p> <p>情報メディア学科</p> <p>ネットワークデザイン学科</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第 5 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、つぎの各号に掲げる学校を設置する。</p> <p>イ 大阪工業大学</p> <p>大学院</p> <p>工学研究科</p> <p>ロボティクス&デザイン工学研究科</p> <p>情報科学研究科</p> <p>知的財産研究科(専門職大学院)</p> <p>工学部</p> <p>都市デザイン工学科</p> <p>空間デザイン学科</p> <p>建築学科</p> <p>機械工学科</p> <p>ロボット工学科</p> <p>電気電子システム工学科</p> <p>電子情報システム工学科</p> <p>応用化学科</p> <p>環境工学科</p> <p>生命工学科</p> <p>ロボティクス&デザイン工学部</p> <p>ロボット工学科</p> <p>システムデザイン工学科</p> <p>空間デザイン学科</p> <p>情報科学部</p> <p>情報知能学科</p> <p>情報システム学科</p> <p>情報メディア学科</p> <p>ネットワークデザイン学科</p>

新旧の比較対照表	
新	旧
知的財産学部	知的財産学部
知的財産学科	知的財産学科
ロ 摂南大学	ロ 摂南大学
大学院	大学院
薬学研究科	薬学研究科
理工学研究科	理工学研究科
経済経営学研究科	経済経営学研究科
法学研究科	法学研究科
国際言語文化研究科	国際言語文化研究科
看護学研究科	看護学研究科
理工学部	理工学部
生命科学科	生命科学科
住環境デザイン学科	住環境デザイン学科
建築学科	建築学科
機械工学科	機械工学科
電気電子工学科	電気電子工学科
都市環境工学科	都市環境工学科
外国語学部	外国語学部
外国語学科	外国語学科
経営学部	経営学部
経営学科	経営学科
経営情報学科	経営情報学科
薬学部	薬学部
薬学科	薬学科
法学部	法学部
法律学科	法律学科
経済学部	経済学部
経済学科	経済学科
看護学部	看護学部
看護学科	看護学科

新旧の比較対照表

新	旧
<p><u>農学部</u></p> <p><u>農業生産学科</u></p> <p><u>応用生物科学科</u></p> <p><u>食品栄養学科</u></p> <p><u>食農ビジネス学科</u></p> <p>ハ 広島国際大学</p> <p>大学院</p> <p>看護学研究科</p> <p>医療・福祉科学研究科</p> <p>心理科学研究科</p> <p>薬学研究科</p> <p>保健医療学部</p> <p>診療放射線学科</p> <p>医療技術学科</p> <p>総合リハビリテーション学部</p> <p>リハビリテーション学科</p> <p>リハビリテーション支援学科</p> <p>医療福祉学部</p> <p>医療福祉学科</p> <p>医療経営学部</p> <p>医療経営学科</p> <p>心理科学部</p> <p>臨床心理学科</p> <p>心理学部</p> <p>心理学科</p> <p>看護学部</p> <p>看護学科</p> <p>薬学部</p> <p>薬学科</p> <p>医療栄養学部</p>	<p>(新設)</p> <p>ハ 広島国際大学</p> <p>大学院</p> <p>看護学研究科</p> <p>医療・福祉科学研究科</p> <p>心理科学研究科</p> <p>薬学研究科</p> <p>保健医療学部</p> <p>診療放射線学科</p> <p>医療技術学科</p> <p>総合リハビリテーション学部</p> <p>リハビリテーション学科</p> <p>リハビリテーション支援学科</p> <p>医療福祉学部</p> <p>医療福祉学科</p> <p>医療経営学部</p> <p>医療経営学科</p> <p>心理科学部</p> <p>臨床心理学科</p> <p>心理学部</p> <p>心理学科</p> <p>看護学部</p> <p>看護学科</p> <p>薬学部</p> <p>薬学科</p> <p>医療栄養学部</p>

新旧の比較対照表	
新	旧
医療栄養学科 ニ 常翔学園高等学校 全日制課程 普通科 ホ 常翔学園中学校 ヘ 常翔啓光学園高等学校 全日制課程 普通科 ト 常翔啓光学園中学校 付 則 <u>80 この改正審附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u>	医療栄養学科 ニ 常翔学園高等学校 全日制課程 普通科 ホ 常翔学園中学校 ヘ 常翔啓光学園高等学校 全日制課程 普通科 ト 常翔啓光学園中学校 付 則

経費の見積り及び資金計画を記載した書類(学部全体)

摂南大学 農学部

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類										
年 度		平成29年度	平成30年度	開設年度の前年度	開設年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	合 計	
区 分		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
設置経費	校 地 (うち造成費)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	施 設	基 準 内	13,875	928,964	3,710,589	0	0	0	0	4,653,428
		基 準 外	2,094	148,887	575,586	0	0	0	0	726,567
	設 備	図 書	0	0	63,167	14,123	14,933	0	0	92,223
		教 具	0	0	1,809,862	126,983	18,666	0	0	1,955,511
		校 具・備 品	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		15,969	1,077,851	6,159,204	141,106	33,599	0	0	7,427,729	
新設校の開設年度の経常経費										
合 計		15,969	1,077,851	6,159,204	141,106	33,599	0	0	7,427,729	

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	1,231,049 千円
		基 準 外	0 千円
	設 備	図 書	108,459 千円
		教具・校具・備品	50,301 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財源充当額	財源の調達方法
将来計画引当特定資産	8,443,819 千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積み立てた将来計画引当特定資産（現金預金等）から、平成30年度までに1,094,272千円を支出し、その残24,652,060千円のうち、摂南大学農学部、広島国際大学健康スポーツ学部の支払資金として7,349,547千円を財源に充当する。
合 計	8,443,819 千円	

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類

区 分	財源充当額	財源の調達方法
将来計画引当特定資産	7,427,729 千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積み立てた将来計画引当特定資産（現金預金等）から、平成30年度までに1,093,820千円を支出し、その残24,652,060千円のうち、摂南大学農学部の支払資金として6,333,909千円を財源に充当する。
合 計	7,427,729 千円	

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財源充当額	財源の調達方法
将来計画引当特定資産	1,016,090 千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積み立てた将来計画引当特定資産（現金預金等）から、平成30年度に452千円を支出し、その残24,652,060千円のうち、広島国際大学健康スポーツ学部の支払資金として1,015,638千円を財源に充当する。
合 計	1,016,090 千円	

財 産 目 録 総 括 表

年度 科目	平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成31年3月31日)
一 基本財産	150,424,320 千円	149,944,209 千円	149,944,209 千円
二 運用財産	90,615,235 千円	96,450,090 千円	96,450,090 千円
三 負債額	35,053,195 千円	36,546,805 千円	36,546,805 千円
1 固定負債	23,774,613 千円	24,558,295 千円	24,558,295 千円
2 流動負債	11,278,581 千円	11,988,510 千円	11,988,510 千円
四 基本財産+運用財産	241,039,555 千円	246,394,299 千円	246,394,299 千円
五 純資産(四-三)	205,986,360 千円	209,847,494 千円	209,847,494 千円

貸借対照表

2019年3月31日

(単位:円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	223,247,161,761	219,290,040,125	3,957,121,636
有形固定資産	151,973,748,132	150,998,949,511	974,798,621
特定資産	51,124,108,907	52,205,681,127	△ 1,081,572,220
その他の固定資産	20,149,304,722	16,085,409,487	4,063,895,235
流動資産	23,147,137,516	21,749,515,280	1,397,622,236
資産の部合計	246,394,299,277	241,039,555,405	5,354,743,872
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	24,558,294,636	23,774,612,667	783,681,969
流動負債	11,988,510,473	11,278,582,260	709,928,213
負債の部合計	36,546,805,109	35,053,194,927	1,493,610,182
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	233,571,734,381	231,035,012,628	2,536,721,753
第1号基本金	226,921,161,222	224,458,215,469	2,462,945,753
第3号基本金	4,274,573,159	4,270,797,159	3,776,000
第4号基本金	2,376,000,000	2,306,000,000	70,000,000
繰越収支差額	△ 23,724,240,213	△ 25,048,652,150	1,324,411,937
純資産の部合計	209,847,494,168	205,986,360,478	3,861,133,690
負債及び純資産の部合計	246,394,299,277	241,039,555,405	5,354,743,872

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成 31 年度 (開設前年度)	大阪工業大学 大宮キャンパスの再開発	①4号館新築工事 地上5階 ②1号館改造工事 ③3号館教育研究環境整備	①② 令和2年6月 完了予定 ③令和元年9月 完了予定	①工学部機械工学科・電気電子システム工学科・電子情報システム工学科共用 ②工学部機械工学科専用 ③工学部・知的財産学部共用
	摂南大学 農学部設置に係る開設事業	農場実習体制や備品の整備など教育研究環境・運営体制の整備	令和2年3月 完了予定	農学部専用
	摂南大学 寝屋川キャンパスの教育環境整備事業	①教室整備事業 什器・床面改修 ②8号館整備事業 給水管の改修 ③寝屋川キャンパス東側土地取得整備事業	①令和元年 8月中旬～ 9月中旬、 令和2年 2月上旬～ 3月上旬 完了予定 ③平成29年～ 令和3年度 完了予定	①法学部・外国語学部・経済学部・経営学部・理工学部共用 ②理工学部専用 ③摂南大学全学共用
	広島国際大学 2019年度大学改革事業	①改組・再編に必要な教育研究施設・設備の整備 ②ユニバーサルキャンパス構想	①② 令和2年3月 完了予定	①健康スポーツ学部・健康科学部共用 ②広島国際大学全学共用
令和2年度 (開設年度)	該当なし			
令和3年度	該当なし			
令和4年度	該当なし			
令和5年度 (完成年度)	該当なし			

2 その他の主要な事業計画

年 度	事 項	概 要																							
平成 31 年度 (開設前年度)	教職員の採用	大阪工業大学の工学部4人、情報科学部5人、知的財産学部1人、知的財産研究科2人、教務部1人 摂南大学の理工学部12人、外国語学部8人、経営学部3人、薬学部10人、法学部3人、経済学部3人、看護学部10人、教務部（教育イノベーションセンター） 広島国際大学の保健医療学部2人、総合リハビリテーション学部2人、医療福祉学部2人、医療経営学部1人、心理学部1人、看護学部6人、薬学部1人、医療栄養学部7人、実践臨床心理学専攻1人、助産学専攻科1人、心理臨床センター1人 常翔学園中学校・高等学校10人、 常翔啓光学園中学校・高等学校18人、 事務職員採用人数未定																							
令和 2 年度 (開設年度)	教職員の採用	大阪工業大学の工学部4人、ロボティクス&デザイン工学部4人、情報科学部4人、教務部1人 摂南大学の理工学部9人、外国語学部7人、経営学部1人、薬学部10人、法学部3人、経済学部2人、看護学部5人、学生部（スポーツ振興センター）2人、国際交流センター1人、農学部62人 広島国際大学の保健医療学部2人、総合リハビリテーション学部2人、看護学部4人、薬学部3人、健康科学部1人、健康スポーツ学部4人、実践臨床心理学専攻2人																							
	摂南大学の改組	令和 2 年度から収容定員を次のとおり変更する。 (1) 農学部の設置 <table border="0"> <tr> <td>農学部(新設)</td> <td>農業生産学科(新設)</td> <td>入学定員</td> <td>80 人</td> <td>収容定員</td> <td>320 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応用生物科学科(新設)</td> <td>入学定員</td> <td>80 人</td> <td>収容定員</td> <td>320 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食品栄養学科(新設)</td> <td>入学定員</td> <td>80 人</td> <td>収容定員</td> <td>320 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食農ビジネス学科(新設)</td> <td>入学定員</td> <td>100 人</td> <td>収容定員</td> <td>400 人</td> </tr> </table>	農学部(新設)	農業生産学科(新設)	入学定員	80 人	収容定員	320 人		応用生物科学科(新設)	入学定員	80 人	収容定員	320 人		食品栄養学科(新設)	入学定員	80 人	収容定員	320 人		食農ビジネス学科(新設)	入学定員	100 人	収容定員
農学部(新設)	農業生産学科(新設)	入学定員	80 人	収容定員	320 人																				
	応用生物科学科(新設)	入学定員	80 人	収容定員	320 人																				
	食品栄養学科(新設)	入学定員	80 人	収容定員	320 人																				
	食農ビジネス学科(新設)	入学定員	100 人	収容定員	400 人																				

令和2年度 (開設年度)	広島国際大学の改組	令和2年度から収容定員を次のとおり変更する。																																																																																																																																																																		
		<p>(1) 救急救命学科の設置、収容定員の変更</p> <table border="0"> <tr> <td>保健医療学部</td> <td>医療技術学科</td> <td>入学定員</td> <td>130人</td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>520人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→ 入学定員</td> <td>100人</td> <td>(△30)、</td> <td>収容定員</td> <td>400人 (△80)</td> </tr> <tr> <td>保健医療学部</td> <td>救急救命学科(新設)</td> <td>入学定員</td> <td>50人</td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>200人</td> </tr> </table> <p>※医療技術学科 救急救命学専攻を届出により学科設置に改組</p> <p>(2) リハビリテーション支援学科の廃止、収容定員の変更</p> <table border="0"> <tr> <td>総合リハビリテーション学部</td> <td>リハビリテーション学科</td> <td>入学定員</td> <td>130人</td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>520人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→ 入学定員</td> <td>180人</td> <td>(+50)、</td> <td>収容定員</td> <td>720人 (+150)</td> </tr> <tr> <td>総合リハビリテーション学部</td> <td>リハビリテーション支援学科(廃止)</td> <td>入学定員</td> <td>30人</td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→ 入学定員</td> <td>0人</td> <td>(△30)、</td> <td>収容定員</td> <td>0人 (△120)</td> </tr> </table> <p>(3) 健康スポーツ学部の設置</p> <table border="0"> <tr> <td>健康スポーツ学部(新設)</td> <td>健康スポーツ学科(新設)</td> <td>入学定員</td> <td>70人</td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>280人 (+280)</td> </tr> </table> <p>(4) 医療福祉学部、医療経営学部、心理学部、医療栄養学部の廃止、健康科学部の設置</p> <table border="0"> <tr> <td>医療福祉学部(廃止)</td> <td>医療福祉学科(廃止)</td> <td>入学定員</td> <td>100人</td> <td></td> <td>3年次編入学定員</td> <td>10人</td> <td>収容定員</td> <td>420人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→ 入学定員</td> <td>0人</td> <td>(△100)、</td> <td></td> <td>0人</td> <td>(△10)、</td> <td>収容定員 0人 (△420)</td> </tr> <tr> <td>医療経営学部(廃止)</td> <td>医療経営学科(廃止)</td> <td>入学定員</td> <td>90人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>360人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→ 入学定員</td> <td>0人</td> <td>(△90)、</td> <td></td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>0人 (△360)</td> </tr> <tr> <td>心理学部(廃止)</td> <td>心理学科(廃止)</td> <td>入学定員</td> <td>90人</td> <td></td> <td>3年次編入学定員</td> <td>10人</td> <td>収容定員</td> <td>380人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→ 入学定員</td> <td>0人</td> <td>(△90)、</td> <td></td> <td>0人</td> <td>(△10)、</td> <td>収容定員 0人 (△380)</td> </tr> <tr> <td>医療栄養学部(廃止)</td> <td>医療栄養学科(廃止)</td> <td>入学定員</td> <td>60人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>240人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>→ 入学定員</td> <td>0人</td> <td>(△60)、</td> <td></td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>0人 (△240)</td> </tr> <tr> <td>健康科学部(新設)</td> <td>医療福祉学科(新設)</td> <td>入学定員</td> <td>100人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>400人 (+400)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療経営学科(新設)</td> <td>入学定員</td> <td>90人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>360人 (+360)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>心理学科(新設)</td> <td>入学定員</td> <td>100人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>400人 (+400)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療栄養学科(新設)</td> <td>入学定員</td> <td>60人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>収容定員</td> <td>240人 (+240)</td> </tr> </table>	保健医療学部	医療技術学科	入学定員	130人		収容定員	520人			→ 入学定員	100人	(△30)、	収容定員	400人 (△80)	保健医療学部	救急救命学科(新設)	入学定員	50人		収容定員	200人	総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	入学定員	130人		収容定員	520人			→ 入学定員	180人	(+50)、	収容定員	720人 (+150)	総合リハビリテーション学部	リハビリテーション支援学科(廃止)	入学定員	30人		収容定員	120人			→ 入学定員	0人	(△30)、	収容定員	0人 (△120)	健康スポーツ学部(新設)	健康スポーツ学科(新設)	入学定員	70人		収容定員	280人 (+280)	医療福祉学部(廃止)	医療福祉学科(廃止)	入学定員	100人		3年次編入学定員	10人	収容定員	420人			→ 入学定員	0人	(△100)、		0人	(△10)、	収容定員 0人 (△420)	医療経営学部(廃止)	医療経営学科(廃止)	入学定員	90人				収容定員	360人			→ 入学定員	0人	(△90)、			収容定員	0人 (△360)	心理学部(廃止)	心理学科(廃止)	入学定員	90人		3年次編入学定員	10人	収容定員	380人			→ 入学定員	0人	(△90)、		0人	(△10)、	収容定員 0人 (△380)	医療栄養学部(廃止)	医療栄養学科(廃止)	入学定員	60人				収容定員	240人			→ 入学定員	0人	(△60)、			収容定員	0人 (△240)	健康科学部(新設)	医療福祉学科(新設)	入学定員	100人				収容定員	400人 (+400)		医療経営学科(新設)	入学定員	90人				収容定員	360人 (+360)		心理学科(新設)	入学定員	100人				収容定員	400人 (+400)		医療栄養学科(新設)	入学定員	60人			
保健医療学部	医療技術学科	入学定員	130人		収容定員	520人																																																																																																																																																														
		→ 入学定員	100人	(△30)、	収容定員	400人 (△80)																																																																																																																																																														
保健医療学部	救急救命学科(新設)	入学定員	50人		収容定員	200人																																																																																																																																																														
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	入学定員	130人		収容定員	520人																																																																																																																																																														
		→ 入学定員	180人	(+50)、	収容定員	720人 (+150)																																																																																																																																																														
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション支援学科(廃止)	入学定員	30人		収容定員	120人																																																																																																																																																														
		→ 入学定員	0人	(△30)、	収容定員	0人 (△120)																																																																																																																																																														
健康スポーツ学部(新設)	健康スポーツ学科(新設)	入学定員	70人		収容定員	280人 (+280)																																																																																																																																																														
医療福祉学部(廃止)	医療福祉学科(廃止)	入学定員	100人		3年次編入学定員	10人	収容定員	420人																																																																																																																																																												
		→ 入学定員	0人	(△100)、		0人	(△10)、	収容定員 0人 (△420)																																																																																																																																																												
医療経営学部(廃止)	医療経営学科(廃止)	入学定員	90人				収容定員	360人																																																																																																																																																												
		→ 入学定員	0人	(△90)、			収容定員	0人 (△360)																																																																																																																																																												
心理学部(廃止)	心理学科(廃止)	入学定員	90人		3年次編入学定員	10人	収容定員	380人																																																																																																																																																												
		→ 入学定員	0人	(△90)、		0人	(△10)、	収容定員 0人 (△380)																																																																																																																																																												
医療栄養学部(廃止)	医療栄養学科(廃止)	入学定員	60人				収容定員	240人																																																																																																																																																												
		→ 入学定員	0人	(△60)、			収容定員	0人 (△240)																																																																																																																																																												
健康科学部(新設)	医療福祉学科(新設)	入学定員	100人				収容定員	400人 (+400)																																																																																																																																																												
	医療経営学科(新設)	入学定員	90人				収容定員	360人 (+360)																																																																																																																																																												
	心理学科(新設)	入学定員	100人				収容定員	400人 (+400)																																																																																																																																																												
	医療栄養学科(新設)	入学定員	60人				収容定員	240人 (+240)																																																																																																																																																												

令和3年度	教職員の採用	摂南大学の農学部2人 広島国際大学の総合リハビリテーション学部1人、看護学部2人、薬学部3人、健康スポーツ学部3人
令和4年度	教職員の採用	広島国際大学の保健医療学部1人、看護学部4人、健康科学部1人、実践臨床心理学専攻1人、助産学専攻科1人、心理臨床センター1人
令和5年度 (完成年度)	教職員の採用	広島国際大学の助産学専攻科1人

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	令和2年度 (開設年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (完成年度)
		農学部 (新設学部)	農学部 (新設学部)	農学部 (新設学部)	農学部 (新設学部)
学生生徒納付金収入		533,400	1,015,800	1,498,200	1,980,600
手数料収入		46,775	47,326	47,853	48,343
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		10,000	10,000	10,000	10,000
受取利息・配当金収入		2,759	5,221	7,683	10,145
雑収入		6,387	12,485	18,315	23,743
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		309,200	309,200	309,200	309,200
その他の収入		281,207	180,716	4,658	4,658
資金収入調整勘定		0	-309,200	-309,200	-309,200
前年度繰越支払資金		0	102,500	102,500	120,147
収入の部合計		1,189,728	1,374,048	1,689,209	2,197,636

(支出の部)

(単位 千円)

(単位 千円)

科 目	年 度	令和2年度 (開設年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (完成年度)
		農学部 (新設学部)	農学部 (新設学部)	農学部 (新設学部)	農学部 (新設学部)
人件費支出		776,558	891,593	974,157	1,059,604
教育研究経費支出		102,000	204,000	306,000	408,000
管理経費支出		27,200	54,400	81,600	108,800
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		145,000	80,000	80,000	80,000
資産運用支出		0	0	80,658	357,867
その他の支出		0	5,088	5,091	6,355
[予備費]		36,900	36,900	43,253	49,693
資金支出調整勘定		-430	-433	-1,697	-10,717
翌年度繰越支払資金		102,500	102,500	120,147	138,034
支出の部合計		1,189,728	1,374,048	1,689,209	2,197,636

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	令和2年度 (開設年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (完成年度)
			農学部 (新設学部)	農学部 (新設学部)	農学部 (新設学部)	農学部 (新設学部)
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	533,400	1,015,800	1,498,200	1,980,600
		手数料	46,775	47,326	47,853	48,343
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	10,000	10,000	10,000	10,000
		雑収入	6,387	12,485	18,315	23,743
		教育活動収入計	596,562	1,085,611	1,574,368	2,062,686
	支出	人件費	818,128	891,160	972,460	1,071,087
		教育研究経費	588,000	700,000	812,000	924,000
		管理経費	43,200	70,400	97,600	124,800
		徴収不能額等	0	0	0	0
教育活動支出計		1,449,328	1,661,560	1,882,060	2,119,887	
教育活動収支差額		-852,766	-575,949	-307,692	-57,201	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	2,759	5,221	7,683	10,145
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入計	2,759	5,221	7,683	10,145
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出計	0	0	0	0
教育活動外収支差額		2,759	5,221	7,683	10,145	
経常収支差額		-850,007	-570,728	-300,009	-47,056	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔予備費〕		9,054	11,496	13,601	15,657	
基本金組入前当年度収支差額		-859,061	-582,224	-313,610	-62,713	
基本金組入額合計		-145,000	-80,000	-80,000	-80,000	
当年度収支差額		-1,004,061	-662,224	-393,610	-142,713	
前年度繰越収支差額		0	-1,004,061	-1,666,285	-2,059,895	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		-1,004,061	-1,666,285	-2,059,895	-2,202,608	

(参考)

事業活動収入計	599,321	1,090,832	1,582,051	2,072,831
事業活動支出計	1,458,382	1,673,056	1,895,661	2,135,544